



水源環境保全・再生イメージキャラクター

「かながわ しずくちゃん」

## 現行の分収林契約について

### —契約満了時期の到来—

承継分収林は、平成 29 年度から順次、分収林契約の満了を迎えています。

### —収益分収の見通し—

林業経営を取り巻く状況は、依然として厳しい状況が続いており、契約満了時に収益を見込めない契約が多く出ることが想定されます。

### —分収林契約の取扱いについて—

林道から近く(概ね 200m 以内)、木材を利用できるにもかかわらず、契約満了時に収益が見込めない森林については、契約の延長及び再契約を行わず分収林契約を終了し、伐採しなかった立木を土地所有者へ無償譲渡することとしています。

なお、無償譲渡後の森林管理については、基本的に土地所有者が行っていただくこととなります。

一方、林道から遠い(概ね 200m 以遠)など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林については、土地所有者の意向を確認したうえで、環境保全分収林として契約変更することが可能です。

#### ① 林道から近く木材を利用できる森林(契約満了後)

契約満了時は収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益を見込める可能性があります。県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき、森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

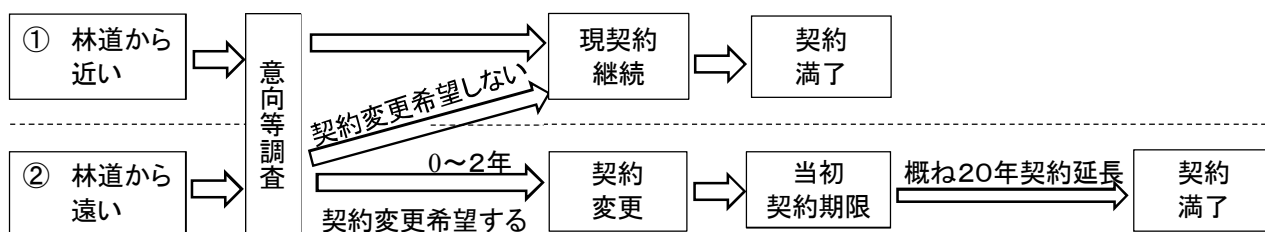
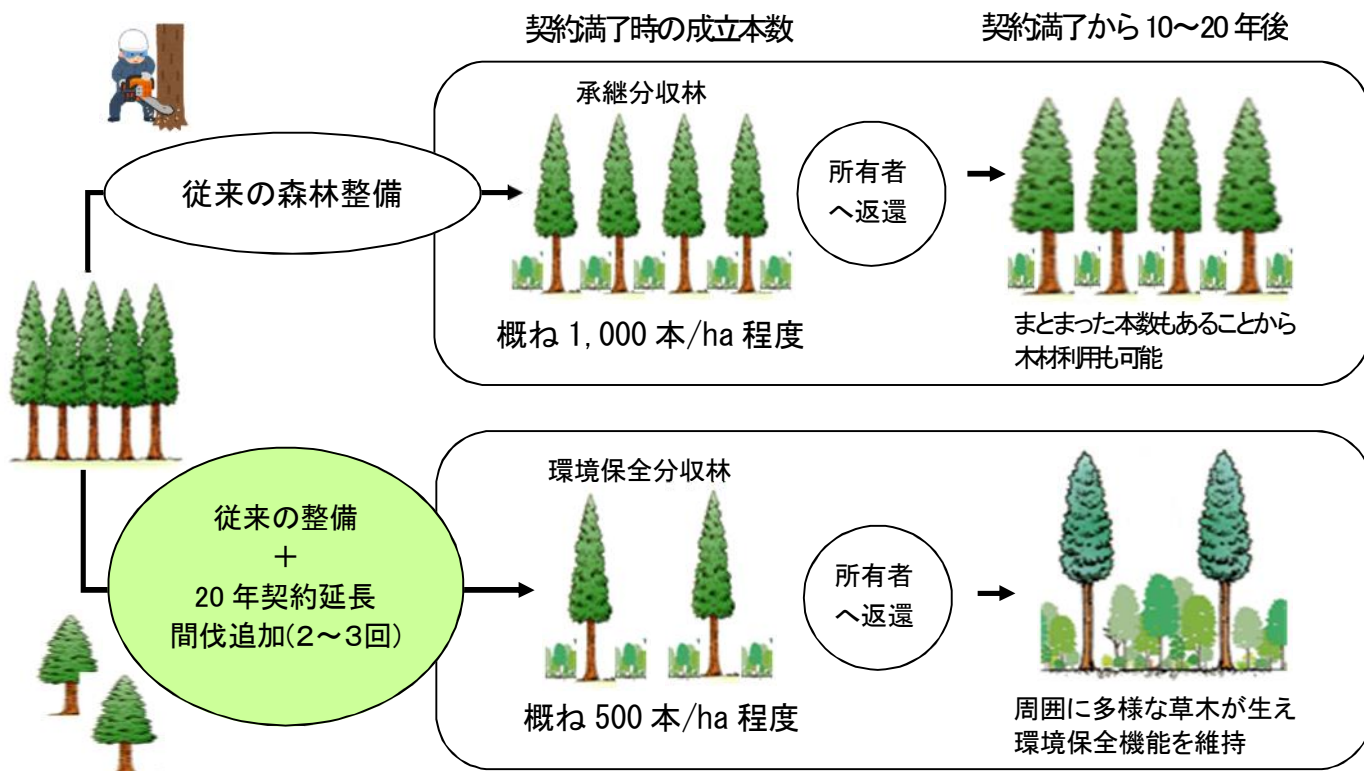
無償譲渡後の森林管理についてのご相談は、森林組合等へ直接お問い合わせいただくか、もしくは県機関(地域県政総合センターの林業普及担当)へお問い合わせ下さい。



## ② 林道から遠い等の条件不利森林(契約変更後)

「環境保全分収林」として、さらに森林整備を継続するため契約期間を概ね 20 年延長する森林は、間伐の回数を増やして本数を減らすことにより、周囲に多様な草木が生えてきて土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持できます。

### 環境保全分収林のイメージ



\* 「環境保全分収林」は、第3期かながわ水源環境保全・再生実行5ヶ年計画(H29~R3)より、「水源の森林づくり事業」の確保手法に新たに追加された制度です。

(問合せ先)

現行の承継分収林、環境保全分収林に関する事	自然環境保全センター森林再生部分収林課 TEL046-248-6802
譲渡後の森林管理に関する事	県央地域県政総合センター農政部森林保全課 TEL046-224-1111
	湘南地域県政総合センター農政部森林課 TEL0463-22-2711
	県西地域県政総合センター森林部森林保全課 TEL0465-83-5111